

受水タンク方式の集合住宅における戸別 計量等に関する契約書

受水タンク方式の集合住宅における戸別計量等に関する契約書

青森市 番 号の集合住宅（以下「本物件」という。）に係る水道メーター（以下「メーター」という。）の戸別計量、費用負担、水道料金の徴収方法等に関し、青森市企業局水道部（以下「甲」という。）と本物件に係る受水タンク以下の装置の所有者である

（以下「乙」という。）は、次のとおり契約を締結した。

（メーターの貸与等）

第1条 甲が乙に貸与するメーターの種類は、電子式メーターとする。

2 メーターは、受水タンクの前及び本物件の入居者（以下「使用者」という。）の各戸別に設置する。

3 甲は、メーターのほか、乙に集中伝送盤を貸与する。

（メーターの設置等に係る費用負担）

第2条 前条のメーター及び集中伝送盤並びに乙が所有する接続設備（当該集中伝送盤に接続する配線、端子ボックス、LMU-8、AC-100V電源及びメーター保護カバーをいう。以下同じ。）の設置は、青森市指定給水装置工事事業者が施工し、その費用は乙の負担とする。

2 メーターの検定期間満了に伴う取替えは、甲が行い、その費用は甲の負担とする。

（メーター等の使用に係る費用負担等）

第3条 メーター、集中伝送盤及び接続設備の使用に伴う電気料金は、乙の負担とする。

2 使用水量の計量のための通信に使用する電話回線は、専用回線とする。

3 前項の専用回線の設置に要する費用及び基本使用料は、乙の負担とする。

4 乙は、専用回線を設置しようとするときは、あらかじめ、専用回線設置届を甲に提出しなければならない。

5 使用水量の計量のための通話料金は、甲の負担とする。

（計量及び料金の徴収方法）

第4条 甲は、青森市水道事業条例（平成17年青森市条例第223号。以下「条例」という。）

第22条第1項に規定する毎月の定例日に、第1条第2項の規定により受水タンクの前に設置したメーター（以下「親メーター」という。）及び同項の規定により各戸別に設置したメーター（以下「戸別メーター」という。）の検針を行う。

2 各使用者の水道料金等の算定は、戸別メーターの検針によって計量した使用水量をもって行う。

3 親メーターの検針によって計量した使用水量が、使用者ごとの戸別メーターの検針に

よって計量した使用水量の合計に比して著しく多い場合は、当該使用水量の差に係る水道料金等は、甲が乙から徴収する。

- 4 各使用者の水道料金等の納入方法は、口座振替とする。ただし、使用期間が短期間であることその他のやむを得ない事由があると認めるときは、納入通知書により甲が指定する金融機関への納入によることができる。

(逆流防止措置等)

第5条 本物件に係る給水装置の逆流防止のための措置は、乙の責任において行うものとする。

- 2 乙は、逆流防止措置として、貸与されたメーターに維持管理可能な逆止弁を設置するものとする。
- 3 乙は、空気抜き装置を設置するものとし、当該装置の設置位置及び構造は、甲が指定する。
- 4 ウォーターハンマ等に起因して、適正な使用水量が計量されなかったと判断される場合は、水道料金の支払い及び給水設備の改善について甲乙協議のうえ対処するものとする。

(維持管理及び水質の管理)

第6条 乙は、青森市水道事業条例施行規程（平成17年青森市水道部管理規程第27号。以下「施行規程」という。）第8条第5項の規定に基づき、給水装置に付帯して設けられる受水タンクのボールタップ以下の装置の維持管理及び水質の管理を行う。

(管理人の選定)

第7条 乙は、条例第14条第1項の規定に基づき管理人を選定し、遅滞なく施行規程第11条の規定に基づき給水装置管理人届を甲に提出しなければならない。

(管理人の処理事項)

第8条 管理人は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 使用者に対し、受水タンク以下の装置の操作等について十分な指導を行うこと。
- (2) 使用者に対し、善良なる管理者の注意をもって水道を使用しなければならないことを周知させること。
- (3) 使用者に対し、条例及び施行規程並びにこの契約に基づき水道の使用の開始、休止、中止等について、事前に甲に届け出なければならないことを周知させること。
- (4) 甲が業務を円滑に処理できるよう協力するとともに、使用者に対し、甲への協力を要請すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、使用者に対し、条例及び施行規程並びにこの契約の内容を周知させ、これらの内容を遵守させること。

(検査)

第9条 甲は、水道の管理のためその他必要があると認めるときは、受水タンク以下の装置について検査することができる。

2 乙は、前項の検査において異状が確認されたときは、速やかに改善のための措置を講じなければならない。

(入館時の協力)

第10条 乙及び管理人は、甲が使用水量の計量、開閉栓、メーターの取替え等必要な業務のため本物件に入館するときは、当該業務を円滑に処理できるよう協力しなければならない。

(届出)

第11条 乙は、条例第15条第2項各号に掲げるもののほか、受水タンク以下の装置の改造又は撤去等の工事を行うときは、速やかに甲に届け出なければならない。

(免責)

第12条 水道に関する法令並びに条例及び施行規程に基づき、甲が給水停止等の措置を講じた場合において、乙に損害が生じることがあっても、甲はその責めを負わない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙がこの契約の各条項に違反している場合において、当該違反を是正するよう指導してもなお改善されないときは、この契約を解除し、戸別検針による料金徴収を取り止めることができる。

2 甲は、前項の規定による契約解除に伴い、受水タンク以下に設置されているメーターを撤去することができる。

3 第1項の規定による契約解除によって、乙に損害が生ずることがあっても、甲は、その責を負わない。

(その他)

第14条 乙は、水道の使用に際し、条例及び施行規程並びにこの契約の内容を誠実に履行しなければならない。

2 条例及び施行規程並びにこの契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定める。

(契約の有効期間)

第15条 この契約の有効期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

2 前項の期間が満了するまでに、双方が特段の意思表示をしなかった場合は、契約期間は更に1年間継続するものとする。

3 前項の規定は、同項の規定により継続された期間の更新について準用する。

この契約を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 青森市奥野一丁目2番1号
青森市公営企業管理者

印

乙

印

様式第1号（第5条関係）

管理人選定届

青森市公営企業管理者 様

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

次のとおり管理人を選定したので届け出ます。

集合住宅の所在地	
集合住宅の名称	
管理人の 住所・氏名等	住 所 フリガナ 氏 名 印 電話番号 勤 務 先

（備考） 1 管理人は、管理人の住所・氏名等欄に同意の印を押印すること。

2 勤務先は、部、課の名称まで詳細に記入すること。

様式第2号（第6条関係）

専用回線設置届

青森市公営企業管理者 様

年 月 日

届出者 住 所

氏 名

次のとおり専用回線の設置の届出をします。

集合住宅の所在地	
集合住宅の名称	
専用回線の IP アドレス	

整理月日	・	・
------	---	---

<h2 style="margin: 0;">受水タンク以下の装置への水道メーター設置申込書</h2>	
<p style="margin: 0;">年 月 日</p>	
<p style="margin: 0;">青森市公営企業管理者 様</p>	
<p style="margin: 0;">氏 名 印</p>	
<p>青森市水道事業条例施行規程第 8 条第 1 項の規定に基づき、受水タンク以下の装置への水道メーター設置の申込みをします。</p>	

(ふ り が な) 申 込 者 氏 名	
申 込 者 住 所	
(ふ り が な) 受水タンク以下の装置 の 所 有 者 氏 名	
受水タンク以下の装置 の 所 有 者 住 所	
水道メーターの設置場所	
水道メーターの口径	ミリメートル
水道メーターの数量	個

- 注 1 受水タンク以下の装置の所有者が多数の場合は、代表者が申込みしてください。
- 2 受水タンク以下の設計図及びしゅん工図を添付してください。
- 備考 この用紙は、日本工業規格 A4 のつづり込み式とする。

受水タンク設置に伴う契約書に添付する図面

- 1 受水槽以下の平面図
- 2 給水系統図（エアチャンバー、吸気弁の設置確認）
アパート・マンション等の集合住宅
- 3 専用回線（メーター）系統図及び平面図
（集中伝送盤、LMU-8までの回線確認）
- 4 受水槽周りの詳細図（吐水口空間の確認）
- 5 メーターまわり詳細図（リフト式チャッキの取付、開口部の確保、
保温カバーの取付け）
アパート・マンションの集合住宅等、子メーターを設置するとき
- 6 ポンプ性能表

※備考

逆止弁を取付けると、ウォーターハンマーを9割方防止できることから、エアチャンバーの取付けは、必須事項ではない。

ただし、シャフトの最上部には、縦管の水抜きができるよう、「空気抜き弁」を取付けるものとする。

受水タンク設置記録台帳

図面番号		マイクロ番号	
建物住所		建物名称	
所有者住所			
所有者氏名	Tel.		
建物の管理者	住所		
	氏名	Tel.	
給水施設の管理者	住所		
	氏名	Tel.	
水道工事施工業者	受水タンク まで	住所 氏名	Tel.
	受水タンク 以下	住所 氏名	Tel.
水道工事申込み年度・承認番号	年度	承認番号	—
水道工事完成年月日	年	月	日
水道工事完成検査年月日	年	月	日
建物建設業者	住所 氏名	Tel.	
建物の主たる用途	集合住宅・個人住宅・事務所・店舗・学校・工場・病院・旅館 興行場・その他（ ）		
建築構造	鉄筋コンクリート・木造・鉄骨	地上	階 塔屋 階
	鉄骨コンクリート・その他（ ）	地下	階
	受水タンク		高置タンク
槽数	基		基
設置場所	屋内・屋外・その他（ ）		屋内・屋外
	地上式・地下式・半地下式		その他（ ）
有効容積	合計	m^3 たて × よこ × 有効水深	合計 m^3
		m^3 () × () × ()	m^3
		m^3 () × () × ()	m^3
材質	鉄筋コンクリート・鋼製	鉄筋コンクリート・鋼製	
	FRP製・その他（ ）	FRP製・その他（ ）	
給水方式	揚水ポンプ・圧力タンク・タンクレス・併用方式		
消火用水	別タンク・同一タンク	子メーター検針の有無	有 ・ 無
受水タンクへのメーターを経由し直結で使用している水道の有無			有 ・ 無
メーターの口径	mm	ボールタップの種類・口径	mm